【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（登録の申請）

第二十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人は、国内における代表者（当該外国法人が第一種金融商品取引業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めて当該登録申請書を提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあつては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。以下同じ。）の額）

三　法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下この章（第二十九条の四第一項第五号ホ（３）及び第五節を除く。）及び次章において同じ。）の氏名又は名称

四　政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

五　業務の種別（第二十八条第一項第一号、第二号、第三号イからハまで及び第四号に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業並びに投資運用業の種別をいう。）

六　本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地

七　他に事業を行つているときは、その事業の種類

八　その他内閣府令で定める事項

２　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十九条の四第一項各号（第一号ハ及びニ並びに第五号ハを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定める書類

三　前二号に掲げるもののほか、法人である場合においては、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類

３　前項第三号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

４　持込資本金の額の計算については、政令で定める。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（登録の申請）

第二十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人は、国内における代表者（当該外国法人が第一種金融商品取引業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めて当該登録申請書を提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあつては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。以下同じ。）の額）

三　法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下この章（第二十九条の四第一項第五号ホ（３）及び第五節を除く。）及び次章において同じ。）の氏名又は名称

四　政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

五　業務の種別（第二十八条第一項第一号、第二号、第三号イからハまで及び第四号に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業並びに投資運用業の種別をいう。）

六　本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地

七　他に事業を行つているときは、その事業の種類

八　その他内閣府令で定める事項

２　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十九条の四第一項各号（第一号ハ及びニ並びに第五号ハを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　　業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定める書類

（三　削除）

三　前二号に掲げるもののほか、法人である場合においては、定款、登記事項証明書　その他内閣府令で定める書類

３　前項第三号に掲げる書類を添付する場合において、定款　が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

４　持込資本金の額の計算については、政令で定める。

（改正前）

（新設）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本金の額

三　取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四　会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

（五　新設）

五　本店その他の営業所　の名称及び所在地

六　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

七　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、　定款、会社の登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

③　前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（４　新設）

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本金の額

三　取締役及び監査役（　委員会　設置会社　にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四　会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五　本店その他の営業所の名称及び所在地

六　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

七　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社の登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

③　前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。第八十七条の四第三項及び第百一条の十四第二項において「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）の氏名

（四　新設）

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社の登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

③　前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】

（改正後）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。第八十七条の四第三項及び第百一条の十四第二項において「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社の登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

③　前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。第八十七条の四第三項及び第百一条の十四第二項において「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

③　前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。第八十七条の四第三項及び第百一条の十四第二項において「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

③　前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録　で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。第八十七条の四第三項及び第百一条の十四第二項において「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

③　前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。第八十七条の四第三項及び第百一条の十四第二項において「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

③　前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。第八十七条の四第三項及び第百一条の十四第二項において「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号に該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

③　前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】

（改正後）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。第八十七条の四第三項及び第百一条の十四第二項において「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号に該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

③　前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号に該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

③　前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】

（改正後）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号に該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

③　前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号に該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

（③　新設）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他内閣府令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号に該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

（改正前）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他総理府令・大蔵省令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号に該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他総理府令・大蔵省令で定める書類

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他総理府令・大蔵省令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号に該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他総理府令・大蔵省令で定める書類

（改正前）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他総理府令・大蔵省令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号に該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他総理府令・大蔵省令で定める書類

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第二十八条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

五　他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六　その他総理府令・大蔵省令で定める事項

②　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号に該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類

三　第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他総理府令・大蔵省令で定める書類

（改正前）

第三十条　第二十八条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役の氏名

四　受けようとする免許の種類

五　本店その他の営業所の名称及び所在地

②　前項の免許申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の方法を記載した書類その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第三十条　第二十八条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役の氏名

四　受けようとする免許の種類

五　本店その他の営業所の名称及び所在地

②　前項の免許申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の方法を記載した書類その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

（改正前）

第三十条　第二十八条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役の氏名

四　受けようとする免許の種類

五　本店その他の営業所の名称及び所在地

②　前項の免許申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の方法を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第三十条　第二十八条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役の氏名

四　受けようとする免許の種類

五　本店その他の営業所の名称及び所在地

②　前項の免許申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の方法を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

（改正前）

第二十八条　証券業は、大蔵省に備える証券業者登録原簿に登録された株式会社でなければ、これを営んではならない。

②　証券業を営もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　資本の額及び役員の氏名

③　前項の登録申請書には、定款、会社登記簿の謄本　その他の書類で大蔵省令で定めるものを添附しなければならない。